

答申第117号
(諮問第141号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月11日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4年4月6日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「2022年〇月〇日午前〇時〇分頃、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の交差点付近を走行していたパトカーのドライブレコーダーの映像記録」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、「令和4年〇月〇日午前〇時〇分〇秒から午前〇時〇分〇秒までの間、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の交差点付近を走行していた〇〇警察署の小型警ら車のドライブレコーダーの映像記録」の公文書を特定し、条例第7条第3号に該当するとして非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行い、令和4年4月11日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件非公開決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年4月15日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

非公開の理由が納得できない。

第4 実施機関の弁明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇警察署の小型警ら車のドライブレコーダーの映像記録である。

2 非公開情報該当性判断について

本件対象公文書については、全般にわたり、当該パトカーの走行経路等が間断なく記録されており、これを公開した場合、警察車両に搭載されているドライブレコーダーの撮影範囲、精度等の性能が明らかになり、職務質問や交通取締りからの逃走が容易になるなど、今後の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の警察活動に多大な支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当するものと判断される。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、次のとおりである。

本件公開請求対象公文書の非公開情報該当性判断についての内容は、審査請求人である私が主張している警察車両の緊急車両状態ではない赤色信号通過であり、審査請求人が犯罪に利用するものではない。弁明とは、事情などを説明してはつきりさせることであり、パトカーのサイレン音の大きさや聞こえる範囲の基準を説明していただきたい。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和4年〇月〇日午前〇時〇分〇秒から午前〇時〇分〇秒までの間、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の交差点付近を走行していた〇〇警察署の小型警ら車のドライブレコーダーの映像記録である。

2 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は公開しないことを定めたものである。

ドライブレコーダーの映像を公開した場合、警察車両に搭載されているドライブレコーダーの撮影範囲、精度等の性能が明らかになり、職務質問や交通取締りからの逃走が容易になるなど、今後の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の警察活動に多大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

3 結論

以上のことから、実施機関が本件対象公文書を条例第7条第3号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、反論書においてその他主張を行っているが、それらについては、審査会の判断を左右するものではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月23日	諮 問
令和4年6月29日	事案審議（令和4年度第2回審査会）
令和4年8月9日	答申決定（令和4年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	